

## 『くらしき見守りネットワーク事業』対応マニュアル

### 1. 事業目的

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者や子どもの安全確保に向けた見守り活動を円滑に実施すること。

### 2. 協力内容

業務中あるいは地域での活動中、又はくらしの中で高齢者や子どもに何らかの異常を発見した場合、業務に支障のない範囲で、活動やくらしに無理のない範囲で倉敷市等に情報提供する。

### 3. 運用手順

#### (1) 職員

①訪問時等に何らかの異常を発見した職員は、倉敷市の担当課に情報（住所・氏名・異変の状況など）提供する。

緊急を要する場合は、警察署あるいは消防署へ通報する。

②発見者は、別紙「情報提供報告書」を組合見守りネットワーク担当者（総務部）に提出する。

#### (2) 地域組合員

①くらしの中で何らかの異常を発見した組合員は、倉敷市の担当課に情報（住所・氏名・異変の状況など）提供する。

緊急を要する場合は、警察署あるいは消防署へ通報する。

②発見者は、情報提供の内容を健康事業部に連絡する。

### 4. 倉敷市の連絡先

○月～金の昼間（開庁時間 8時30分～17時15分）

高齢者に関すること 健康長寿課

TEL (086) 429-3315 FAX (086) 422-2016

子どもに関すること 子ども相談センター

TEL (086) 426-3337 FAX (086) 427-7335

○上記以外（夜間・休日等）

市役所宿直 TEL (086) 426-3033